

各務原市指定公金事務取扱者に関する会計管理者検査実施要綱

(令和7年7月7日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第8項の規定により会計管理者が実施する検査に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定公金事務取扱者 法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。
- (2) 公金事務 法第243条の2第1項に規定する公金事務をいう。
- (3) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (4) 課等の長 各務原市会計規則（昭和39年規則第8号）第2条第7号に規定する課等の長をいう。

(書類検査)

第3条 会計管理者は、指定公金事務取扱者に対して、公金事務に関する帳簿書類その他の物件を書面又は電磁的記録により提出を求めるものとする。

- 2 指定公金事務取扱者は、前項に規定する物件を提出するときは、当該指定公金事務取扱者を所管する課等の長（以下「所管課長等」という。）を経て、会計管理者に提出するものとする。
- 3 所管課長等は、前項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認の上、意見を付し、会計管理者に提出するものとする。

(実地検査)

第4条 会計管理者は、前条第1項に規定する物件が提出されないときその他会計管理者が特に認めるときは、その必要な限度で、各務原市行政組織規則（昭和46年規則第15号）第4条に規定する会計課に属する職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、法第243条の2の2第4項の証明書として各務原市処務規程（昭和43年訓令第3号）第20条に規定する職員証を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（検査の時期）

第5条 会計管理者は、市長が指定公金事務取扱者に公金事務を委託する間に、前2条の規定により検査を行わなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該指定公金事務取扱者に初めて公金事務を委託した日又は当該公金事務（第2号に規定する同一の公金事務を含む。）の検査をした日から3年を経過する日までに少なくとも1回以上検査すれば足りる。

（1）公金事務の委託が終了する日から1年を経過する日までに当該指定公金事務取扱者に同一の公金事務を委託することが見込まれるとき。

（2）公金事務を委託した日前1年以内に当該指定公金事務取扱者に同一の公金事務を委託していたとき。

3 公金事務に重大な支障が生じるおそれがあると認めるときその他会計管理者が特に認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に検査することができる。

（指定公金事務取扱者に対する検査の事前通知）

第6条 会計管理者は、前3条の規定により検査をしようとするときは、あらかじめ、当該指定公金事務取扱者に対し、所管課長等を経て、検査の内容を通知しなければならない。

2 会計管理者は、第4条の規定により実地検査をしようとするときは、検査日時、検査場所及び検査する物件の内容を前項に規定する通知に記載しなければならない。

（検査事項）

第7条 検査は、指定公金事務取扱者について次に掲げる事項に関して行う。

（1）財務及び経営の健全性

（2）公金事務の受託体制

（3）個人情報保護対策

（4）取扱実績

（5）公金事務の実務の状況

(6) その他会計管理者が必要と認める事項

2 検査は、当該年度前直近の5年度以内の各年度及び当該年度分の公金事務のうち、その全部又は一部について行う。

(指定公金事務取扱者に対する検査結果の通知)

第8条 会計管理者は、第3条から第5条までの規定により検査をしたときは、当該指定公金事務取扱者に対し、所管課長等を経て、その結果を通知しなければならない。

(必要な措置の報告)

第9条 会計管理者は、法第243条の2第9項の規定により指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めようとするときは、前条に規定する通知に当該講ずべき措置の内容を記載しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により必要な措置を講ずべきことを求めたときは、指定公金事務取扱者に対し、その結果を報告させることができる。

3 会計管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、所管課長等にその内容を通知しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。